



|                  |                                                                                           |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 子どもの自殺発生後の第三者調査制度に関する法社会学的研究 : 事後調査過程における制度的課題に向き合う遺族の経験に着目して                             |
| Author(s)        | 青柳, ゆきの; Aoyagi, Yukino                                                                   |
| Citation         | 北海道大学大学院教育学研究院紀要, 147, 75-94                                                              |
| Issue Date       | 2025-12-24                                                                                |
| DOI              | <a href="https://doi.org/10.14943/b.edu.147.75">https://doi.org/10.14943/b.edu.147.75</a> |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/98603">https://hdl.handle.net/2115/98603</a>         |
| Type             | departmental bulletin paper                                                               |
| File Information | 08_1882-1669_147_6.pdf                                                                    |



# 子どもの自殺発生後の第三者調査制度に関する 法社会学的研究

—事後調査過程における制度的課題に向き合う遺族の経験に着目して—

青 柳 ゆきの\*

【要旨】 本稿は、私立中高一貫校にて発生した生徒の自殺事案における遺族へのインタビュー調査を通して、遺族が直面した学校による事後対応の実態や、第三者による詳細調査、およびそれを規定している「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（以下、「指針」）に関する課題を明らかにするとともに、それらの実態や課題に遺族自身がどう抵抗し、どう克服してきたのかを検討することを目的とした。インタビューから、学校や設置者が主体となり事案発生直後に実施される基本調査への限界が示された。また、遺族にとって第三者による詳細調査の調査報告書を受け取ることの意義として、わが子の「供養をすること」「発信をすること」「名誉を守ること」との関わりがあることが明らかになった。

【キーワード】 子どもの自殺、不適切な指導、子供の自殺が起きたときの背景調査、第三者調査委員会、学校事故・事件

## 1. 目的と背景

### (1) 目的

本稿の目的は、私立中高一貫校にて発生した生徒の自殺事案における遺族へのインタビュー調査を通して、遺族が直面した学校による事後対応の実態や、第三者による発生事案に関する詳細調査、およびそれを規定している「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」など子どもの自殺に係る法制度に関する課題を明らかにするとともに、その実態や課題に遺族自身がどう抵抗しどう克服してきたのかを検討することである。

### (2) 背景

兼子仁（1978：497）は学校事故について、「教育法的には、学校事故は通常、学校運営にともなう子ども・生徒・学生の人身被害を指すもの」と示した。兼子のこの定義は時代状況から、子どもの学校内での不慮の事故や、体罰・懲戒などによる深刻な被害が想起されると考えられる。ただこの定義の背景には、子どもは安全に教育を受ける権利があり、学校管理当局は安全義務を有するという教育条理があり、それゆえ現在の学校問題に至るまで適用可能な普遍的定義と言える。今橋盛勝（1983：35）は、教育法現象として構成される要素の一つに「教育法関係」、すなわち「教育機関内部の相互関係、教育行政・教育機関と生徒・父母・国民（住民）の関係を権利・権限と義務・職務に関する法関係として把握する分析概念」を据える。ただし、この関係内（法と主体、あるいは主体と主体など）で教育裁判が発生し

---

\* 北海道大学大学院教育学研究院博士後期課程 学校教育論講座（学校経営論）

た場合には、司法的救済を受けやすい問題と受けにくい問題があることの留意を促しながら、受けにくい問題については、「今後、教育をめぐる法的紛争という事案の特殊性に鑑み、裁判外的救済、審理・解決のルート・制度がつくり出されていかなければならない（同書：42）」と示している。

裁判外的救済、審理・解決のルート・制度については、法社会学のなかでも法臨床学の分野が近年注目されている。和田仁孝（1994）は、沖縄において1980年代に発生した反慣習キャンペーン<sup>1</sup>を例に挙げながら、「近代（法）の言説によって慣習の言説を排斥し、もってその背後に残存する因襲の権力を破壊していこうとする指向性をもつ構図」であったと示す。同時に和田は、「一見正当に見えるこの「近代法」対「慣習」という構図によって真の問題は把握されたのだろうか」と疑義を呈する。つまり、「「封建的因襲」という把握方自体、実は近代知の側からするある意味で一方向的意味付与」であり、「慣習の言説を実践において支えてきた言わば慣習の「声」はこのキャンペーン下では見逃されているという指摘である。それは、和田が「慣習」の意見を支持するという二項対立のような平板な図式ではなく、「権力作用のより錯綜したあり方を把握するためには、ディスコースと日常の実践、あるいは「言説表現」と「声」の関わりの中に分け入っていかなければならない」ということである。この和田の「声」への志向は現代でも続いているとともに、加速度的に進む資本主義社会の状況を踏まえて「価値が多様化し、微分化された現代では、志向されるべき価値も現場のローカルな過程に位置づけられたものとならざるをえない」（和田仁孝2020：19）ことも明言されている。それゆえ「制度理念に呪縛されることなく、それを当事者の視点から相対化し、まさにその当事者の声の揺らぎを見極めていくこと」が臨床的法社会学の課題であると述べる。つまり、一方向的意味付与をする側と見られていた近代法が含有してきた普遍的な社会的価値自体も危ぶまれつつある現代において、法や法制度が「生きた存在」となるには、それに関わる当事者の語りを解釈する必要があるのではないか。また、西田英一（2019：60）は裁判においては専門家の意見が特権化され、その筋の素人である被告や当事者の声は排除されやすいことを問題視する。同時に、紛争場面における研究においては、「紛争解決過程を抽象的な価値や主張内容、および論点のレベルで見る視点」が支配的だったことも問題視する。しかし西田は、「葛藤の乗り越え途上にある人々がその過程で見ているものは、他者との間に起こる一つひとつの具体的な出来事」とあり、その問題解消に向け、当事者がどのように自らの問題、葛藤を乗り越えようとしているのか、その視点から制度を考え直す研究を重視する。当事者の声を聞いたうえで、法制度の運営者が当事者の「出来事レベル」の視点を持ったとき、むしろ制度運営の方が自己の役割を同定し、当事者を支援する第三者としての関与のあり方を見定めることができるのではないかと見通しを立てる。これらのことから教育紛争場面においても、当事者の声を聞き、当事者の文脈を理解することによって、紛争解決場面で求められる社会的な手立てや場は何か、法制度に可能な具体的支援は何かを検討する必要がある。

さて近年、子どもの自殺者数は増加傾向にある。警察庁・厚生労働省が公表した令和6年版自殺統計<sup>2</sup>における小中高生の自殺者数は、2024（令和6）年度に527人（暫定値）となり、

<sup>1</sup> 嫡男長子を最上位とし、弟や女子を排斥する相続体系の慣習が新聞社や各団体により批判された出来事。

<sup>2</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/jisatsuhakusyo2024.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/jisatsuhakusyo2024.html)（閲覧日：2025年5月7日）

過去最多を更新した。また都道府県別の自殺者（5-19歳）の絶対数は、東京、大阪、神奈川、千葉、埼玉、福岡、北海道などの大都市で多い一方、自殺率で見ると山口や奈良などが高くなっており、子どもの自殺が全国的な問題であることは疑う余地がない。

子どもの自殺が発生した場合には、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」<sup>3</sup>（以下、「指針」）に基づき調査がなされるよう周知されている。「指針」では、調査の趣旨等として次のように記載されている。「背景調査は「基本調査」と「詳細調査」から構成される調査」であること、また「万が一子供の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときに、学校及び学校の設置者（公立学校の場合は設置する地方公共団体の教育委員会、私立学校の場合は学校法人、国立大学に附属して設置される学校の場合は国立大学法人）が主体的に行う必要がある」ことである。文部科学省（2023）は「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下、「問題行動・不登校調査」）のなかで、この「基本調査」を、「子どもの自殺発生後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査」としており、一方「詳細調査」とは「基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる、より詳細な調査」としている。しかし同調査において、学校が報告した児童生徒の自殺者数397人のうち、基本調査の実施件数は397件となり全件調査がなされているが、詳細調査の実施及び実施検討件数は41件と約10%であった。また詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数は238件であり、約40%の遺族が制度及び調査希望の有無について説明されていない状況が明らかになった。近年では第三者調査報告書に関する量的研究もみられるようになってきた（下田芳幸ほか、2024）が、報告書についての全体的把握に終始しており、当事者の声を聴く質的な事例研究は緒に就いたばかりである。

本稿では、わが子の自殺発生後の日々のなかで積み重なった学校の対応への違和感やそれによって発生する苦しみを、遺族である父親の語りから考察することに重点を置く。本稿の具体的な関心は、子どもの自殺の原因究明や再発防止策の提起にあるのではなく、自殺発生後の事後対応として学校主体での「基本調査」や「詳細調査」が実施される過程で、遺族がどういった困難に直面したのか、その困難に対しどう克服したのかを遺族の〈声〉に着目し明らかにすることにより、事後対応の問題点改善へ向けた示唆を得ることである。

## 2. 調査概要と方法

### （1）調査協力者

調査協力者である加山さん（仮名）は201X年<sup>4</sup>に、中学生だった息子、藍さん（仮名）を自殺で亡くした。藍さんは教員からの生徒指導の直後、通っていた学校の最寄り駅にて自殺した。201X+2年に第三者調査委員会が設置され、201X+5年に第三者調査報告書が加山さん家族に渡された。報告書では、「指導終了直後といってよい自殺行為は、そもそも時間的に他の要因の介在を推認することが困難である。また、家庭的要因や学校でのその他の人間関係トラブルの存在が認められず、この意味で、2日間の指導が藍さんの自殺の大きな原因となっ

<sup>3</sup> [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/063\\_5/gaiyou/1351858.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351858.htm)（閲覧日：2025年5月7日）

<sup>4</sup> 具体的な発生年次は記述しないが、「指針」が平成26年に改訂されて以降の事案である。

ていることは動かしがたく、指導の不適切さと自殺との関連性は認められる。」と結論付けられた。

語られた内容の時間軸は以下の表1の通りであるが、分析においては時間が前後している部分がある。

表1 事故発生前後の語りの時間区分とインタビュー時期

| X年   | X+2年      | X+5年       | X+6年   |
|------|-----------|------------|--------|
| 事案発生 | 第三者調査委員発足 | 第三者調査報告書受取 | インタビュー |

## (2) 調査手続きおよびデータ分析

調査は、半構造的なインタビューを実施した。また、補足資料として加山さんの事案に関する支援集会への参与観察とフィールドノート、遺族提供資料、新聞記事を用いた。

本稿でのインタビューデータ分析は以下の手順で進める。まず、自殺発生後から報告書を受け取るまでに遺族が経験した学校と調査委員会の対応を、遺族の語りから明らかにする。それにより、子どもの自殺発生後に設定されている背景調査制度や学校の事後対応と子どもの自殺発生後における法制度自体の問題点を示す。その次に、制度の問題点を受けた遺族の、法的主張に構成できない声を記述し、子どもを亡くした親にとっての制度の意義を概観する。具体的な分析方法としては、村上靖彦（2013）の現象学的アプローチの手法、看護学が行っている実践事例分析研究（田中雅美,2020, 西村ユミ,2018）などをもとに、学校事故・事件の当事者という対象に合わせてインタビューデータを再解釈し考察する。たとえば田中（2020）は、激しい心の痛みを抱えながら子どもの死と向かい合う親がどのように「悲嘆」を経験しているかを現象学的に記述している。この研究の調査協力者は一人であり単一事例であるが、病気や死に対して多くの人が共通して体験することやそこから抽出される大きな概念と、研究協力者個人が体験した個別の苦しみやそれへの向き合い方を対置して記述している。西村（2018：17）は、植物状態患者をケアする看護師らを対象に参与観察およびインタビュー調査を行い、現象学的アプローチから分析している。植物状態患者は「意識障害患者とし、自己や自己を取り巻く環境を認識できない存在と定義」されている。しかし彼らを看護ケアする看護師らはその医療実践を通して、「今日は機嫌がいいね」というように植物状態患者とコミュニケーションをとる。植物状態患者の存在の在り様を変えるこの関わりは、意識障害という定義を越えて患者の身体を感じ取る。村上（2013：344）によると、これら現象学的アプローチは「個別的で、具体的な経験からボトムアップ式で構造を見出そうとする」ための方法である。坂井史織（2020：15）の研究においても「従来の医療における治癒や管理に目標をおく見方ではなく、現代の慢性の病いを生きる当事者の経験に接近し、生き方そのものから経験を捉えることを目指している」と宣言されているように、経験を内側から記述し、そのリアリティに対し社会から与えられたラベルを貼るのではなく、生の声から経験へのラベルを構成していく特徴がある。

本研究は、最愛のわが子を喪った保護者を対象とした研究である。そのため既存の分析方法に加え、対象に合わせ柔軟性をもった手法をとる必要がある。現象学的アプローチは、当事者の経験に迫る分析手法であり、対象者が経験してきたことをその言語を使用して記述することにより、被害者・遺族ではないわれわれ自身が被害者・遺族が抱えてきた事故・事件

のリアリティを認識できる可能性がある。同時に学校における事故・事件を対象とする研究として、事案に関する詳細についての記述的側面がある。すなわち対象者の経験の語りを解釈しながら、自殺発生以前から以後にかけて変化した学校―保護者関係の状況に関する記述や、学校の事後対応の状況描写などを記述し、当事者らが経験した困難や思いのありようを再構成してゆく手法を取っている。以上のことから本稿は、可能な限り当事者である遺族の語りに比重を置き分析をすすめている。

### (3) その他特記事項

人名はすべて仮名表記である。調査協力は自由意思に基づくものであり、いずれの時点においても拒否は可能であるとともに、それによる不利益は生じないことを保証した。インタビューは、事前に必要な倫理的配慮についての説明をした上で、同意を得て会話を録音した。また本稿は調査協力者による確認を得ている。

## 3. 結果と考察

筆者の発言は「＊：」、加山さんの発言は「K：」と表記する。発言部分は文意を変えずに整理し記述している。なお発言における（ ）内はすべて筆者による注釈である。まとまった語りの引用には【 】内に番号表記をしている。

### (1) 自殺のきっかけになった指導とその報告について

藍さんは自殺する前日に、所属する部活動の顧問の教員（以下、当該教員）から個別の生徒指導を受けた。藍さんが指導されたきっかけは、当該教員の住所をクラスのグループラインに載せたことである。その理由として、終業式の日、校長の講話にて「年賀状の大切さ」が説かれ、当該教員も自分の部活内では顧問の教員二名に年賀状を出すよう指導した経緯があった。藍さんは、クラスの教科担任であり顧問でもある当該教員に対し「親しみを感じていた」ようである。藍さんの行為の意図は報告書では「不明」とし明言は避けられているものの、教科担任も受け持っている当該教員の住所をクラスメイトにも共有し、年賀状がたくさんきたら「先生が喜んでくれるんじゃないかと息子の性格からして思ったんじゃないか」と加山さんは語るとともに、報告書でも藍さんのその思いは酌まれている。だがその藍さんの好意は、当該教員にとって「SNSの不適切な使用」という問題になり、生徒指導の対象となってしまった。この生徒指導に至った経緯について、加山さんは以下のように受け止めている。

#### 【1】

K：先生に「なんで住所をみんなに送ったんだ」って言われた時に、「先生に喜んでもらえるかなって思って」って普通、目の前で言えないと思うんですよね。まさかそれで怒られると思ってなかったから、なんで呼ばれたかも最初わかんなかったぐらいで。先生に喜んでもらえると思ってって、うーん。息子の性格を考えてもたぶん言えるわけではなかったし。そこへきてやっぱり、「特に理由なく」って言葉が出て。で「理由がないわけないだろう」って突き詰められて、それでもう言葉がなかったのか「面白いと思ったか

ら」っていう。

K：本当に何か悪さしちゃってっていう感じだったら正直に言うしかないってなと思うんですけど、そういう状況だったから変な回答っていうか。逆にそれが相手を怒らせちゃったのかな？先生からしてみれば、確かになんで（住所）出したの？って話にもなるし、追求したくなるという感覚は確かに分かるんですけどね。ただ察してほしいなっていうのが、気持ちとしては、親心としては。

K：先生の住所を勝手に送っちゃったっていうのを家内は（学校から）聞いて、家でも注意してくださいみたいなことを電話でも言われたらしいんです。で、言わなきゃとは思っていたらしいんですけど、ただ帰ってきた時にその藍の落ち込みがすごくて、ちょっとと言える状況じゃなかったって。それぐらい落ち込んでたんで、なんか学校から電話あったよって言ったらすぐ察したらしくて、ずっとしゅんとしちゃって。

加山さんは、わが子が受けた指導について、「先生からしてみれば」「追求もしたくなるという感覚は確かに分かる」と理解を示しつつも、「落ち込みがすご」かった、「察してほしかった」とし、指導自体の必要性や妥当さについて疑問を持つ。

もう一方で加山さんにとって重ねて「不満」となるのは、自殺発生直後に学校から受けた指導内容についての説明と、報告書で明らかになった指導内容が「違うじゃんという不満」である。この時、藍さんの母親が学校から電話で受けていた報告は、SNSの使用について声を荒げて注意することは一回だけあったが、普通に問いかけをした、という内容であった。しかし報告書から、当該教員が何についての指導か明言せず、「とんでもないことしてくれたな、身に覚えあるよな？」という脅しのような問いかけからはじまった指導であったことが明らかになった。

## 【2】

K：最初に（指導が）「とんでもないことしてくれたな」から話が始まったんで、「何を？」って。多分だからその住所のことに関しても、まさかそれで呼ばれるとも思ってなかったんでしょけど。何かさっぱり分かんなくて。

\*：その、「とんでもないことしてくれたな」のワードは、その教員がまず開口一番にそう言ったっていうのはどの段階でわかったんですかね。

K：えっと、報告書見てからですね。

K：そもそも先生から聞いた話と違うことが報告書に書いてあったから、全然感覚が違う、なんていうのかな、感じ方が違うじゃんっていう不満がものすごく。学校から（指導直後の電話で）聞いてたのは、「なんでこういうことしちゃったの」って聞いたんですけど「みたいな感じで話をされたんで、そういう普通に問いかけをして。ただ「（藍さんから）話聞いてる中で、「面白いから」って言ったから一回だけ「ふざけるんじゃない」って怒鳴った。だけどすぐまたトーンを戻して。指導も怒りをぶつけたんじゃないくて、ちゃんと生徒のことを考えて指導した」みたいな説明を受けてたんですけど。あとから聞いてみるとずいぶん違うなって。そもそも「とんでもないことをしてくれたな」から始まって。ここからだいぶ違うんだなっていうのは印象としてありました。

\*：最初こういうこと（指導）しましたっていうことを言われたのは、直後に。でそれが

違うことがわかったのが報告書が上がって。

K：はい、だから4年以上経ってから。

加山さんは、学校が報告した内容の指導を受けてわが子が亡くなってしまったと思ってきた。しかし報告書で見た指導内容は「感じ方が違う」ものだった。この点から読み取れるのは、学校に非がないように、遺族に違う指導内容を説明していた学校の実態隠蔽ともとれる行為だけではなく、藍さんの身に起きたこと、なぜそれほど「落ち込ん」でいたのかが4年以上も経て合点がついたことである。自分の子どもがなぜ亡くなったか、それまで知っていた説明とは違う事実を4年以上経ってから、また第三者調査を実施したことによって明らかになった。

この指導の翌日も藍さんは取り調べのような指導を受けていたことが報告書によって明らかになるとともに、加山さんの「4年以上経って初めて知った」事実がさらに出てきたという<sup>5</sup>。それらの結果、藍さんは指導直後その足で、学校の最寄り駅にて自殺した。

## (2) 自殺発生から調査委員会設置までの期間について

子どもの自殺発生後は基本的に、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づき調査がなされるよう周知されている。この趣旨に照らして藍さんの事案の調査の流れを考えると、私立学校の学校法人が主体的に「基本調査」に取り組み、「詳細調査」への移行は事案に沿って必要に応じて学校や設置者が判断したり、あるいは遺族からの要望に応じて実施することが想定される。「基本調査」は可能な限りで事案発生後数日以内の緊急対応とみなされており、情報収集と整理のみならず、関係者の心のケアや保護者への説明、遺族への関わりが重視されている。

しかし、自殺発生直後の対応について加山さんから語られたのは、この「指針」の趣旨とは異なる状況だった。自殺発生翌日、学校は部員数人に聞き取り調査を行い、3日後に同じクラス及び同じ部活の保護者を対象に保護者会が行われた。その保護者会で学校は、「藍さんが亡くなったことに留めて詳細の説明を」せず、「他の保護者から説明を求める声があったことも承知していたが遺族の意向を尊重し」、それ以上の詳細な説明をすることはなかったと報告書には記述されている。なお、この自殺発生直後の保護者会には加山さん家族は参加していないが、開催同日に学校から保護者会の実施報告を受けている。ここで着目したいのは、この学校の保護者会での説明内容と、事前に加山さんが学校側に、ほかの保護者にはこう説明してほしいと伝えたこととはニュアンスが大きく違っていることである。

## 【3】

K：要は保護者から（学校側に）説明してくれとかいろんな声が出てきて、こう不満の声がいっぱいあがっちゃってたらしいんですよ。で、保護者に説明するからってなん

<sup>5</sup> ある教員が自殺当日の指導に同席していたが、「K：その場には居合わせたけど発言はしなかったという説明を受けてたんです。それが発言しなかったところかも主犯の一人みたいな感じで、報告書見て初めて知って。なので、その部分に関しては当該教員の自供でわかったんです。そこはまあ、申し訳なかったという気持ちで正直に言ったというよりは、全体的に当該教員だけのせいになっちゃってたんで、「俺だけじゃねえだろう」って、多分足の引っ張り合いしてたまま出てきた話。」

か校長が下書き書いてきて、それを私たちの前で読み上げて。これを（保護者会で）読みたいんだけどみたいなこと言われたから、なんか何時何分電車に飛び込んでとか、あの結構リアル、結構というリアルすぎる内容。何も考えてなくて書いてて、聞いている私たちもちろん親だからすごいショックを受けてるのもあるけど、だけど、その直前まで一緒に学校で過ごしてた友達がその話を聞いた時にものすごいショック受けるでしょって、わからないんですか？ってという話をして。だから載せるなら、まずは事故って知らせて、事故で亡くなったって知らせて。そうすれば嘘じゃないじゃないですか。電車飛び込んだって報道も出たんだから、それでいいんじゃないですかって。

加山さんはありのまますぎる自殺の説明に対し、藍さんの友人へのショックを懸念したため「事故」として知らせるよう希望した。しかし、加山さんが学校側に伝えたのは、自殺した状況そのものの詳細説明を避けることのみであり、自殺に至った経緯の説明を避けたわけではない。このことが学校側には伝わらず、学校は、遺族が事案の詳細な説明をされること自体を避けているという認識となり、保護者会では自殺に至る経緯の詳細な説明がなされないままとなった。

しかしその約1ヶ月後、ある保護者の「厳しい指導があったけどご存じですか？」という電話があり、保護者間で流れている情報と、加山さん家族が学校から受けてきた説明とが食い違っていることに気づく。

#### 【4】

K：「ご家族は学校の説明で満足されているんですか？」みたいな感じで話があって。結局保護者の間ではそういう情報（厳しい指導の直後に自殺したこと、自殺の原因が指導ではないかという疑念）があったけど、私たちその情報が逆になくて。学校からしか聞かされてなかったんで、「結構厳しい指導があったみたいだけど、ご存知なんですか」とか言われて。それでその話初めて聞いて。学校に不信感が急にそこから、あああれって責任逃れしてただけなのかなとか、急にそこでちょっと見方を変えたんですね。で、そこからいろんな保護者さんが話をしてくれるようになって、あれ？この話違うじゃんとか。そもそもその電話あった時に、その時もまだ保護者が学校に「説明してくれ」ってずっと詰め寄ってたらしいんですけど、「保護者（遺族）が言わないでくれって言ってるんだ」、あの私たち遺族が、「言わないでくれって言ってるから我々言えないんだ」って答えてたらしいんですね。「そういう話があったんですか？」みたいな感じで言われたから、「いや、私たち聞かれてもいいない」っていう話して。

\*：じゃあその保護者さんからの電話がなかったら、

K：多分わかんないまま泣き寝入りというか、諦めるってことはないけど諦めざるを得ないというか、何もできなくて。

以上の語りから学校の初期対応が、「指針」で提示されている、関係者の心のケアや保護者への説明、遺族への関わりなどの趣旨と大きく異なっていることがうかがえる。加山さんは自殺発生後、他の保護者からの電話を受けるまで、指導が自殺の原因だと感じていなかった。それは【1】、【2】の語りで見えてきたように、学校からの説明には厳しい叱責をしたと

いう報告がなかったため、自殺と指導を直接結びつけて考えていなかったからである。しかしこの電話が「ターニングポイント」になり、加山さんは学校に不信感を覚えはじめ、第三者による詳細調査の必要性を感じ始めるようになる。加山さんは、「指針とか何も知らなかった」ため、藍さんが亡くなったことの調査は警察が動いてくれると思っていたという。学校からは詳細調査実施についての説明はされていなかった。

## 【5】

K：（発生後2ヶ月後くらいに）畳み掛けられてて学校には。「もう説明したからもうこれで私たちできることは終わりです」みたいな感じで言われて。家内と学校行った後に、もうこれで終わっちゃうのって、警察が動くわけでもないしどうなるんだろうっていう話を。途方に暮れてたのはよく覚えてますね。

K：（子どもの自殺に詳しい人に）その「指針」の話とかをお聞きして初めて知って、「音録った方がいいよ」とか、「第三者委員会立ち上げないと逃げられちゃうよ」みたいな感じで言われて。その状態にまさしくいたので。警察に「第三者が原因で子どもが死んでるんだから警察で動いてもらえないんですか」みたいな感じで言ったんですけど。「いや、自殺だから」って結構さざりと言われちゃって。でもそんな知識ないから。そういう警察の動き自体も、いじめだったらまだまだ事件性として認めてもらえるけど、指導死<sup>6</sup>だと事件性として見てもらえないんで。何も動いてもらえなかった。

学校は、数人の子どもへの聞き取り調査と、藍さんに関わる生徒の保護者への説明、また「4枚ぐらいの紙にまとめら」れた報告書による説明で事後対応を終了しようとしていた。加山さん家族はそれに対し不安を感じており、「途方に暮れてた」。その後、調査制度があることを人づてに知り、第三者調査委員会を設置するよう動き始めるが、それに関しても学校と折り合いがつかなかったという。委員の選任から委員会の設置までで約2年の時間が経っているが、それは以下のようなやりとりが続いたためだと語った。

## 【6】

K：選任に結局時間かかったのは、えっとまず学校側がすごい抵抗して、まあ私の感覚から見れば自分たち優位にしようとしたりっていうのがまず一つあったのと、そこからあと時間稼ぎがすごいあった。

K：だから私たちにしてみると、「アンケートだけでも先やってくれ」とかっていう話もしただけど、「いや委員決まってからじゃないと勝手にできない」みたいな感じで聞いてもらえなかったし。で、私学だったので、その調査の進め方の指導役みたいなのが（都道府県設置の）私学行政課というところなんですけど。ただ私の本音で言うと、遺族団体とかも委員に入れてほしいという話をしたら「大丈夫ですよ」みたいな感じで（私学行政課に）言われていたんですよね。そしたら学校側は、「それじゃ公平じゃない」って言って、「私学行政課がダメって言ってた」っていう話をされて、そこで嘘とかも結構

<sup>6</sup> 教員による不適切な指導がきっかけとなった子どもの自殺のことを、遺族が主体となり「指導死」として発信している。

あつて。じゃあもう公平なのを選ぶみたいな感じで。で、「この人はどうだ？」みたいに言われた人がいたんだけど、学校寄りに選んでるだけじゃないのっていう気持ちもあったし。あと〇〇大学とかも勧められたんだけど、なんてことはない当該教員の出身校だったんで、「それ偏ってるでしょ？」って言って。ずっとだから学校側にも偏りない、関連してないところにしてくれって言って、何回もそのことで確認してるのに回答もしないで。「でも今は別に〇〇大学に在籍してるわけじゃないし、卒業してる」みたいな言い訳だから、「いやその時点で信用してないからダメです」って。そういうやり取りが結構あったんで、時間がすごいかかっちゃったっていうのもありますね。

「委員が決まってからじゃないと」アンケート調査ができないという学校側の発言は、いたずらに時間が過ぎてしまい関係者らの記憶が薄れてしまう遺族側の懸念と表裏一体である。ただし「指針」では、「アンケート調査や聴き取り調査を実施する場合、子供の心への影響からも、調査は専門的な見地から適切かつ計画的に実施されるべきであり、この意味で、本指針ではアンケート調査や聴き取り調査を「詳細調査」に位置づけている (p.6)」としつつ、「しかしながら、調査組織が平常時から設置されていないような場合には、組織立ち上げには相応の時間を要することが多く、アンケート調査や聴き取り調査の実施の時機を逸する可能性もある (同上)」とし、「このため、この指針では、詳細調査に先行して緊急的に、アンケート調査や聴き取り調査が行われる場合も想定している。具体的には、設置者が、学校から基本調査の結果の報告を受けて速やかに、詳細調査に移行するかどうかを判断する際に併せて、詳細調査に先行してアンケート調査や聴き取り調査を実施するかどうかの判断をする (同上)」としている。加山さんの事案の場合、基本調査の実施の時点で不明瞭さがあるとともに、加山さん自身が学校や学校法人に対し不信感を持っている。このアンケートや聞き取り調査の実施如何のみならず、基本調査から詳細調査への移行の判断は、遺族にその制度について説明していること、また学校や設置者も事案の事実究明に対し真摯に向き合う姿勢次第の、学校や設置者への信頼を基にしたシステムであることに鑑みると、その制度設計自体の問題が加山さんの事案において顕在化している点は看過できない。

### (3) 学校や調査制度に先行してしまわざるをえない遺族

一方で、次に語られたのは、「指針」が提示した調査のあり方よりも先行してしまう加山さんの行動力である。前述したように、「指針」では「調査は専門的な見地から適切かつ計画的に実施されるべき」であるが、状況によっては学校や設置者が「詳細調査に先行してアンケート調査や聴き取り調査を実施するかどうかの判断をする」とされている。しかし加山さんは委員の選定がすすまず時間が過ぎてしまう中で、「委員の立ち上がりを待ってるんじゃないって証拠とりを」自らすすめたという。

### 【7】

K：(自殺直後に) 証言してくれたその部活の友達とか、友達の親御さんとか協力してくださったので、弁護士を入れて聞き取りをした。学校側の立ち上がりを、委員の立ち上がりを待ってるんじゃないくて、もう私の方でその証拠とりをする。そこに私が入っていると第三者性欠けちゃうから、私はその場に入らないで。なにしろ話してくれる人だけは

捕まえて、道筋だけ作って弁護士に聞き取りをしてもらってそれ音声にも残す。そこで結構な方に協力してもらえたんです。なので、後から委員会が立ち上がって実際2年ぐらい聞き取りとかされて、やっぱりその時と言ったことが変わっちゃったことも何件かあったらしいんですけど。当時のその音が残ってたんで、それはすごい証拠能力というか、それでみてくださった。だから聞き取りして伝えたっていうより、もうこっちはある程度準備できて、委員会立ち上がるの待ちの状態だったんで、立ち上がって最初に（委員に）会った日に、ファイルもうドバツと渡したんです。トータルで2回ファイルを渡して、あとそれに足りないものは聞かれるような感じでしたね。

藍さんの友達も、その保護者らも加山さんの状況を理解し、「（情報が）欲しいっていう話をしたら、提供してくれた」ため、「調査の前にあらあら」加山さん自身で証言を集め、自殺前の状況はわかってきたという。

語られたこの状況下においては、「指針」における「調査は専門的な見地から適切かつ計画的に実施されるべき」という調査方針に対し、「学校側の抵抗」「時間稼ぎ」といった責任回避の実態があり、そこに遺族が巻き込まれているといえる。その結果、遺族自身が藍さんの友達やその保護者らとの信頼関係のもと、自ら証言を集めた。それを調査委員に「立ち上がる日の最初に会った日にファイルもうドバツと渡した」という。発生直後の証言と委員の聞き取り調査とで、「言ったことが変わっちゃったことも何件かあった」なかで、発生後間もないうちに証言を集めていたことが「（委員側が）それでみてくださった」結果となった。

「指針」における専門的かつ計画的であるべきというこの調査方針の根拠は、「子供の心への影響」を予防するためであるが、調査を先延ばしにし、発生原因を追及しない学校の姿勢は、「子供の心への影響」をむしろ侵害する可能性もある。それは自殺直前までともに時間を過ごしていた同級生や友達にとって、なぜ友人が自殺したかわからないという空白の状況に耐えさせることでもある。だから藍さんの友達やその保護者らは加山さんに協力したのではないだろうか。このように、法制度にとって慎重に扱う対象として見られた「子供の心への影響」は、不適切な生徒指導による同級生の自殺を経験した子どもにとって、どのようにその傷が回復される必要があるかを加山さんのケースは体現しているようである。本事案だけでなく、不適切な指導による自殺が発生した時に、亡くなった子どもの同級生らは直前に厳しい指導があったことを知っていたり、学校内文化そのもの（例えば理不尽な校則や、その違反に対する過度の罰則など）への違和感や、それに追従して発生する過剰な指導を経験していたりする。そのため残された子どもたちは、自殺を止められなかったことなどへの自責の念を抱えていたり、自校の教員に話をするに不信感を持っている場合がある。さらに本事案では、第三者調査委員がしばらく立ち上がらないという状況にあったため、藍さんの同級生らが話をする宛先が、遺族しかいない状態にあったと言える。その子に何があったのか、どういう思いで亡くなっていったのか知るといことは、遺族だけではなく残された子どもたちにとっても心の傷の回復の一助となる。その実践者が本事案では加山さんしかいない状態であった。しかし同時にそれは、制度と実態に巻き込まれたままではいられない遺族や、友人を喪った子どもたち、その保護者らにとっての「喪失」の大きさが、制度や責任回避の実態を圧倒するエネルギーになる。すなわち、その時何が起きたのか、どういう思いで亡くなっていったのか知りたい、という一人ひとりの思いが、加山さんへの情報提供へと繋がり、第

三者調査の実施、亡くなった要因とその詳細の明文化へと結実していった。

ただ一方で加山さん自ら証言を集める動きは、当然「子供の心への影響」を多分に与える可能性も表裏一体にある。加山さんは他の語りにおいて、

K：重ねてもうひとつの壁となったのは、在校生の心のケアという難しい問題でした。我が子が亡くなってしまった状況を知りたいがため、再発してまた次の命が失われないためにと思いつつも、ショックを受けている生徒に証言を強要することはできず、藍の表情の変化や電車で飛び込む姿を間近で目にしていた子からの聞き取りが適いませんでした。

心のケアは二の次ということではありませんが、心を優先したが故に状況把握が薄らいでしまい、また一方で（状況把握が薄らぐことで）別の命が失われるということのないう改善していただきたい思いです。

とし、子どもたちの心のケアを優先すべきという一般的な心情と、わが子の死の直前の表情を知りたいという親としての感情との葛藤がある。少なくとも学校や設置者が主体的に調査を進めていれば、子どもたちと遺された家族との仲介者として、迅速な状況把握に努められたのではないか。

またこの語りで注目したいのは、調査の「公平性」の問題である。「指針」には調査における「公平性・中立性の確保」は幾度となく記述されており、重視されていることが分かる。また「指針」改訂版の作成にあたり審議された議事要旨を概観しても<sup>7</sup>、「公平性・中立性」は慎重に議論されている。理由として、ある委員（発言者は不明）は次のように発言する。

「（最初の）「指針」を作っていくときに、遺族の意向というのがかなり頭の中にあった。このガイドライン（最初の「指針」）がそういう形で出たことによって、遺族の意向に沿わない部分は（報告書に）なかなか書けない、踏み込めないという状況を作り出してしまったのではないかという反省はある。」

同審議会議事要旨において、改訂前（平成23年策定）の「指針」策定当時は、「やらなければならないこと（調査等）はあるものの、それを完全にマニュアル化することはできないので、大きな考え方の指針として大事にすべきものを示そうという段階」であったため、「遺族の意向を大事にしながらというところが優先していた」という。また、そのため改訂前「指針」の主目的は、学校や設置者が「起きた事実としっかり向き合おうということ」であった。しかし改訂版策定にあたり議論が重なるなかで、「指針」の本質的目的が「「今生きている子どもたちの権利保障のために」という形に書き換える」という主張にまとまっていった。「起きた事実と向き合う」という主目的に変化はないが、改訂にあたり本質的目的に再発防止の意味合いでの「今生きている子どもたちの権利」としての調査が据えられた結果、「公平性・中

<sup>7</sup> 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議「平成25年度・第3回議事要旨」（平成25年7月24日）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/063\\_4/gijiroku/1346561.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_4/gijiroku/1346561.htm)（閲覧日：令和7（2025）年5月24日）

立性の確保」が重視されていった経緯がある。

さらに、「委員の決定者」は誰かという委員の第三者性の保障は誰がするのか、できるのかという点も議論されていたが、「公立と私立の場合は全然違うので、まずは公立を前提に作って、部分によって不都合があるときに、国立、私立を言い換えるというように、最終的に整理をしていけば良いのでは」という発言が出て以降は、私立学校に対する言及はされなかった。最終的に「学校の設置者」として国公立学校ともにまとめられ、私立学校は学校法人がその最終決定を担うことになっているが、この状況は公平性・中立性を確保しているとは言い難く、「指針」内部で矛盾を抱えているといえる。

実際に、加山さんは学校主導での調査委員設置について、公平性・中立性の確保そのものに不信感を抱えているとともに、公平性・中立性を学校の方が主張してきたということについても違和感を覚えている。このことについて詳細な語りがあるのでさらに掘り下げたい。語られたのは、第三者調査委員の選任過程において学校と折り合いがつかなかった状況と、その状況を作り出している「指針」そのものに対する加山さんの不満である。

## 【8】

K：公平っていう言葉と対等みたいなのをはき違えているのか、多分その背景調査の指針に、公平中立な立場の人を選ぶということを書いてるから、それをすごい（学校は）前面に出して言ってたんですけど、こっちは子どもが、藍が死んじゃってる時点でそもそも負からスタートなので、マイナスからのスタートなのでその時点で公平も何もないんですよ。私が全部（委員を）選んだところで、多分公平じゃない。私はそれぐらい思うんだけど。結局向こうも全然一切引かなかったんで、いつまでたっても平行線だったんで。最終的には、弁護士が2名で、精神科医は2名、あと学識経験者2名という計6人でやろうと。その時に、一人ずつそれぞれ弁護士一名はこっち、もう一人はそっちっていうやり方で、それもこっちから提案してやっと決まったという形です。

\*：かなりのご負担だったと思うんですけど、それをなんでこっちがいろいろやらなきゃいけないんだろうとか、誰かやってくれたらいいのにみたいなのは感じられましたか。

K：そうですね、向こう（学校・学校法人）はやっぱ私学なんで、特に学校の名前守るのがあるでしょうから、それこそ顧問弁護士が前に出てきてやって、それを専任でやってるわけで。こっちは子どもを喪った状態でそれをやらなきゃいけなかったというのは本当に確かに、もうその時点で不平等さをものすごく感じました。不平等さを感じたし、指針ってなんでこんな指針になってるの？っていう指針に対する不満もものすごいありました。

「指針」改訂版の本質的目的が「今生きている子どもたちの権利保障のために」事実究明をするという形に書き換えられ、それにより調査委員の「公平性・中立性の確保」が重視された結果、その「公平性・中立性」の言い分が学校を守る盾のように本件事案では扱われてしまった。それにより調査開始が長引く事態になっており、本来の本質的目的からもかけ離れている。前述したように、同級生の自殺を経験した子どもに対する早急な聞き取りは加山さん自身が弁護士を通して実施した。「今生きている子どもたちの権利保障」を、学校や設置者よりも真摯に実施したのは加山さんであった。加山さんにとって、「公平と対等」は違い、また遺

族にとっては「公平も何もない」という認識である。さらに「子どもを喪った状態」の遺族にとって「公平性・中立性」が確保された委員の選任やその判断をしなければならない状況は「不平等さ」として経験されている。

#### (4)「裁判したい」と「わが子の名誉を守りたい」の間で

以下からは、第三者調査制度そのものに対する加山さんの評価や思いを詳述していく。加山さんは「よく調査してもらえた」と評価する。委員は途中コロナ禍も挟みながら、2年半ほどかけ20回以上の会議および15回の面談調査を行っている。ただし次で語られたのは、調査委員が加山さんに持ちかけた、ある交渉の様子である。

### 【9】

\*：結果的に委員に対しての今、思うことみたいなのは。

K：時間がかかったというのものもあるからか、結構書いて、よく調査してもらえたというふうに思っています。ただ、委員にある意味取引じゃないけど、したのが、報告書がまとまって家に委員が、相談で来られたんです。（ほかの私立の事案で）報告書まで出た後、学校がそれを受け入れないってということがあったんで、その委員が言うには、このまま報告書まとめたら、学校はこれを絶対に受け取らないという判断になって。相談されたのが、「記述の内容はほとんど学校側の証言を取らせてください」って言われたんです。だから、私たち（遺族）の話と学校の話と食い違いがあるところは「学校の表現を採用させてください」って言われたんですね。ただ、「それでも結論変わらないから。学校が完全に悪いし、そこを指摘する内容になってるから、そこを理解してもらえるんだったらこのままこれで私たちは通したい」って言われたんですね。それが逆にダメだって言うならもちろん変えるけど、多分学校は受け取ってもらえないし、またずっと平行線で延びていっちゃうけど、どうします？みたいな感じで言われたんで。私たちは「結局それで結論変わらないんであればいいです」みたいな感じで言って。だからこの報告書が、学校もオフィシャルに結局公表してないですけど、されることも正直そこは抵抗あるんですよ。あの、結局こっちの言ってることと違うことが出てくるから、これが事実だって仮に一応認めている形になっているんですけど、認められても違うようなところが結構あるので。

委員らは、報告書を学校が受け取らない可能性を見越して、加山さん夫婦に「学校の表現を採用する」よう打診した。学校側が報告書を受け取らないこと自体は他の事案でも発生しており<sup>8</sup>、そのことを委員が懸念したという。ここで着目したいのは、学校が受け取るよう委員側が記述に関し遺族に譲歩を打診して出来上がった報告書が、遺族側にとって、「この報告書が、学校もオフィシャルに結局公表してないですけど、されることも正直そこは抵抗ある」結果になってしまっていることである。そのことについての詳細な理由は以下のように語られている。少し長いがそのまま発言を引用する。

<sup>8</sup> 『長崎新聞』2021年7月21日<https://www.nagasaki-np.co.jp/kijis/?kijiid=790419425355415552>（閲覧日：2025年6月19日）

## 【10】

\*：報告書の取り引きをしたっていうのをおっしゃられてましたけど、それでもうこれでもいいかって思ったのは何か理由があったんですか。

K：結構複雑で、最初に話した通り藍が死んでしまっている時点で私たちには勝ちがなく、もうその時点で負け。だからどういう負け方をするかっていう頭があって、正直気持ちは裁判したいです。徹底的にやりたいんですけど、やっぱりその当該教員の証言で逆にここまで（別の教員の指導の）関わりとか出てきたわけで。でも、これって裁判になった時に結局、報告書自体はこの証拠能力っていう形にはならない。参考にはするかもしれないけど、証拠能力にはならないと。それで当該教員に裁判で「いや、記憶違いでした」とかって一言言われちゃったらそこで終わってしまうので。そうすると、裁判で負けっていうのをつけてしまうと逆に公に自分たち（学校）が正しいみたいな感じで、何か私が言おうものなら公に学校から否定されてしまうので。正直、この報告書の内容で勝ち逃げするしかなかったというのが私の本当の気持ちですね。勝ちではないけど、最悪、学校側だけの報告書にはならなかった。学校側だけの言いなりにならなかった、それを思ってもう勝ちとして終わりにするしかなかったっていうのがあるんです。だから学校寄りの視点で書かれたこと、そこはすごく不満があるんで、勝ちとして終わりたいんだったら、私の手で本当はもっと捻げてやりたいんですけど。このまま読まれるとちょっと違う視点で取られてしまうので、正直私からこう胸を張って出しにくいというのがあって。やっぱり藍の名誉を守りたいんで。これ、学校寄りの書き方してるけど、実は結構細かく読むと、多分委員もすごい悩まれて書いてるんだなっていう感じがあって。だから全部が全部嘘でもないというか。だけど、そこまで読んでくれる人が普通いないので、だからこれ以上できない、何もできないというのは本音ですね。

【8】でも語られていたように、加山さんにとって「藍が死んじゃってる時点でそもそもこっちは負からスタート」の状態である。だから「裁判したい」一方で「どういう負け方をするか」、つまりどうやって藍さんの名誉を守るかが焦点化されている。言い換えると、裁判をするかどうか、加山さん自身の問題でありながら加山さんだけの問題ではないということである。加山さん自身がさらに「公に否定されてしまう」リスクを想定してもなお徹底的に学校と争うということは、同時に「藍の名誉を守」れなくなる可能性があるということである。ただでさえ「もう負け」の時点にいる遺族にとって裁判をして争うということは、癒えない心中のままに証言を集めてつなげた報告書によって必死に守った藍さんの名誉さえも、法の力によって再び否定される可能性があり、残された家族の生きるエネルギーを奪いかねない。「裁判したい」思いの背後には、加山さん自身は裁判の過程で攻められることは耐えられるかもしれないということであり、一方同じ語りの流れで出てきた「やっぱり名誉を守りたい」という言葉は、藍さんがこれ以上名誉を失うことは耐えられない、というジレンマを象徴している。親だからこそわが子のために徹底的に闘いたい、親だからこそわが子をこれ以上傷つけない。だから加山さん自身の問題でありながら加山さんだけの問題ではなく、死んでしまった藍さんの存在を切り離すことができないからこそ生まれるジレンマである。加山さんはこの間で揺れながら「これ以上何もできない」ままにいる。

ただ、裏を返せば報告書の存在が遺族を裁判まで向かわせなかったとも言える。報告書で

さえ「藍さんの名誉」を守らなかったら、わが子以上に喪うものはもう何もない加山さんは提訴へ向かう可能性は十分にあるし、第三書調査システム整備以前の多くの遺族らは、悔しい思いを抱えながら裁判に踏みきってきた経緯がある<sup>9</sup>。調査システムの整備が進んだ本事実案において、報告書は裁判の留保の一助となっており、これまでの事案の蓄積が反映されてきてはいるが、制度上当然ながらそこで事案から手が離れており、学校の指導改善・再発防止策の実施はやはり学校・行政の自助努力次第となり宙に浮いたままであることも指摘できる。

#### (5) 辿り着かないスタートラインと、訪れないゴールの間で

【7】や【8】で見てきたように、加山さん自身が主体的に詳細調査実施に向け、委員の選任や藍さんの同級生への聞き取りなどの行動を続けていた。加山さんはこれらの積み重ねにより、藍さんの「供養に専念できない」状況になっていった。

#### 【11】

K：しばらく最初の報告書出るまでの4年以上ずっと、藍の供養に専念できないということじゃないんですけど。だけどやっぱりつらい中で学校行って、協議しなきゃいけない。学校はなんか好き勝手なこと言ってそれこそふんぞり返って、学校の了解もらえなきゃ進められないような状況で、委員決めとかすごく本当に苦勞して。でもそういうのが終わったら、それこそホームビデオとか撮ったやつが整理できていなかったの、落ち着いたら整理したいとか。そういうことをやって供養に専念したいと思っているんですけど。

ただ同時に加山さんは、「供養に専念」したい一方で「発信し続けなきゃいけない」思いも抱えている。それは、加山さん自身が経験した学校の事後対応の理不尽さに由来する。

K：だけど、今ここまで来ると落ち着くときって来るのかなって。発信し続けなきゃいけないという思いもあって。だから大変とは思いつつ、前よりはだいぶペースダウンはしていますが、なかなか終わりが自分で決められなくて。少ないと思いつつも終わらない、終われないというか。

K：委員立ち上がるまでもすごい苦勞して。立ち上がるまでそこがスタートラインみたいに思ってた。でもそこがスタートラインじゃなくて、いざ委員会立ち上がったと思ったら今度は一生懸命やっぱり情報提供というか、自分でまとめ上げて言わなければ伝わらないので、状況にしても資料にしても。そう思ったら全然まだスタートラインに立ってなかったことに気づいて。そもそも亡くなったことはスタートラインでもなくて、だんだんだんだんスタートラインが後に後にずれて。報告書が出たら、学校側は収束って、ゴールぐらいのつもりで思った。だから何も連絡もしてこなかったし謝罪もなかった。でも私たちにしてみると、（報告書）もらえてああ、今やっとこれスタートラインなんだって。やっとそこに気づいたというか。私の中ではこれがスタートラインだったんだってというふうにやっとわかって。だから終わりなんて本当にないし。だからさっき

<sup>9</sup> 過去の学校事故事件に関わる自助集会における参与観察より。

言ったゴールがどこにしているのかっていうのが、自分でもスタートラインすら気づいてなかったぐらいなんで。だけど学校はこういうことやりますって宣言しながらも、やっているのかやってないのかわからない。そういう追跡で聞きたいところもあるけど、学校に期待しても嫌な思いとか悔しい思いしかないから。諦めたりするのはしたくないけど、そこに力を費やすんだったら他に発信した方が。絶対そっちに力を使いたいんで。ゴールの方向が見誤ってたというか。学校に向かってるんじゃないで、ゴールは世の中なんだと思うし。世の中だったり、どこかで死のうと思っている子どもなのか、そっちに向かっていかなきゃいけないんだって。だから迷走してるんですかね。自分でも正直わからない。ただスタートラインが間違ってたんだって。ゴールも。最近その（教員養成課程の）大学で話して感想もらえるようになって、初めてちょっと自分で修正、ゴール方向が間違ってたのがわかってきたぐらいなんで。

加山さんは、このインタビューの数週間前に教員養成の大学で講義をしていた。そこで、これから教員になる学生らに直接自身の経験を話し、学生の感想を受け取った。加山さんは「これを見たときに本当に指導死って、ゼロとは言えないのかもしれないけど減らせるんじゃないかなってすごい嬉しくて涙が出た」という。なぜなら「全体的な与えるインパクトは小さいかもしれないけど、プレーキ役になる先生が学校に一人でもいたら違ったんじゃないかな」と希望を得たからである。

これまで加山さんはスタートラインが先延ばされてきたと感じていた。加山さんにとってのスタートは子どもが亡くなったことでもなく、調査委員会が立ち上がったことでもなく、報告書を受け取ることがスタートだった。わが子がどんな傷を受けて、何が苦しくて死を選じたのか、それが分かることはゴールではなくスタートだった。一方で学校は、報告書が収束（ゴール）になっていると感じており、遺族との明確なズレが語られている。これは、西田英一（2021：12）が記述する大川小学校津波訴訟の原告遺族らと同じ様子があることが見受けられる。西田は大川小学校津波事故の原告である遺族らが、市・県との裁判にて勝訴判決に到達してもなお「保護者たちはこれで問題がすべて終わったと考えているわけではなく、ようやく出発点に立つことができたという声を聞く」と述べている。さらに、「長く苦しみながら問いかけてきたことが何であったのか、そのうち裁判で得られたものが何で、そうでないものが何なのか。また判決を重要なきっかけにして、これから何を問い考えなければいけないのか。保護者や関係者、そして全国の支援者等がつながりながら、問題解決の作業は今日も続けている。」と続けている。これらのことは、子どもを亡くした遺族にとって問題解決の訪れなさを象徴している語りといえるだろう。

そして、スタートがずれるとともに、ゴールもそのたびに変化する。加山さんは自殺発生直後の状況を語る流れのなかで、発生直後に弔問に来た当該教員に対し「教壇に立ち続けること」を伝えたと話していた。「十字架を背負って」「生活指導のリーダーになれるぐらいやって二度とこういうことを起こさないう願っていたからである。加山さんにとって当該教員が辞職することは決して反省や謝罪の意にはならない。むしろ藍さんの事案を経た当該教員が教壇に立ち続け、再発防止に尽力することを望んでいた。しかし当該教員は結局、「1,2ヶ月経ってから、「やっぱり俺はこういうスタイルじゃない」、「俺は俺のやり方でいく」みたいな感じでまた急にどなるように戻」ってしまったと藍さんの同級生から聞き、「反省はないん

だなんて諦める」気持ちになり、加山さんにとってのゴールにはならなかった。また、不適切な指導に対し懲戒処分の実施や、再発防止の研修に取り組むと加山さん家族に宣言しつつも行っているのかわからない学校も、加山さんにとってのゴールにはならない。当該教員や学校、学校法人の改善への期待がなくなった加山さんにとって、視線は「世の中」へと移ってゆく。同時に学校教育への信頼は、教員養成段階へと先送りすることによって維持される。

兼子（1978：19-20）は教育法が三つの機能的種別に分かれるとし、第三の種別に「創造的教育法」を据える。これは、「“教育の内容を良くしていく教育法”というべきもの」で「教育の自主性を踏まえつつ教育の専門性を高めていくための法」であり、「学校・地域などの教育社会において自律的に形成される法であることがのぞましく……判例法（裁判規範）化することは最後の場面と考えたい」と述べる。本事案における「指針」に基づく第三者調査システムは行政指針であり厳密に教育法規とは言えないが、加山さんが置かれた状況はまさに最後の場面に踏み込む手前で、教育を良くしていく自律的な「創造的教育法」、すなわち子どもにとってありうべき教育、あるいはありうべからざる教育内容とは何かを教師や学校と協働的に創造することを希求する父母の一人であると言えるのではないか。

#### 4. まとめと今後の課題

ここまで本稿は、遺族が直面した学校による事後対応の実態や、第三者による詳細調査および子どもの自殺に係る法制度に関する課題を明らかにするとともに、その実態や課題に遺族自身がどう抵抗しどう克服してきたのかを検討することを目的とし、各場面の語りを分析し再解釈しながら記述を進めてきた。加山さんの経験の語りを追うことで、遺族が直面してきた、学校や設置者が事後調査に対し非協力的であったという壁、さらに法制度の実施過程にある具体的な制約を遺族の声を基に明らかにし、その障壁を遺族はどのようにして乗り越えているかを見てきた。その障壁をひとつひとつ乗り越え、その後の「スタート」として調査報告書は存在している。そして遺族が最終的に見据えるゴールは、学校でも法制度でもなく、「世の中」への期待であった<sup>10</sup>。加山さんは、市民の一人が声をあげることが「世の中」全体の問題になり、廻って学校や法制度を動かすエネルギーとなる可能性、声の伝播が「死のうとしている子ども」を救う可能性があることを期待している。

今後の課題として、本稿では遺族の側の声に着目し課題を設定したうえで検討を進めてきた。それにより調査報告書の意義を明らかにすることができたことは本稿の成果である。ただ一方で、学校側あるいは調査委員の視点から事案を見ることによって、遺族にとっての意義だけにとどまらない調査報告書のあり方を明らかにする必要があるのではないだろうか。言い換えると、学校側、調査委員側が調査に対しどのような困難を抱えて、どう克服したか

<sup>10</sup> 加山さんは発信し続けることについて、「もうここまでやったらいいかなって思う気持ちはあるんですけど。自分の中である程度広められたとか。もちろん目標はゼロにしたっていうのは。再発、完全に防止ですよね。いなくなっはほしいなと思うけど、自分にやれる限界もあるので。だからある程度のところに広げられたらとは思いつながら、でも、そのゴールって本当に来るのかなと思って。どこで線引きしていいのかが自分で分からなくて。」と語るように、終わりが見えない活動であることも分かっている。それを引き受けながら、「世の中」をゴールに見据えている。

の視点を、遺族の視点と突き合わせながら検討する必要があるのではないだろうか。例えば本事案では、学校関係者の内部でも聞き取り調査に際して衝突が起きていたことが加山さんから語られた。学校組織としての対応と、教員個人の感情とが相容れないことは学校事故・事件の事後対応場面に限らず教育現場で起こりうる衝突である。調査委員についても同様のことが言える。すなわち、調査委員会全体としての意見・報告と、調査委員個人の意見が完全に一致することは専門性の違いから困難であると考えられる。ただそこで重要なのは、その衝突や交錯の内部にある対話のありようを丁寧に分析することによって、各人あるいは組織全体が考える子どもの自殺発生後の事後対応として目指されるべきこと、着地点を明らかにすることである。その着地点が遺族にとって妥当なものなのか、または社会にとっての重要性や影響力が優先されたものなのかなどを総合して調査・分析していく必要がある。それにより、事後調査および調査報告書の遺族の立場からの意義だけでなく、学校関係者、あるいは調査委員、さらには社会全体の視点からの意義についても検討可能性があると考ええる。

## 参考文献

- 今橋盛勝（1983）『教育法と法社会学』三省堂
- 兼子仁（1978）『新版 教育法』有斐閣
- 下田芳幸，平田祐太郎，吉村隆之（2024）「小学校・中学校・高等学校におけるいじめ重大事態に関する件数等の推移」『佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要，8，pp.229-241
- 坂井史織（2020）「母であり看護師である女性が関節リウマチを患うこと」『臨床実践の現象学』3，（2），pp.15-27
- 田中雅美（2020）「我が子が死にゆく過程の記憶と共に生きてきた母親の語り」『臨床実践の現象学』，3，（1），pp.1-14
- 西田英一（2019）『声の法社会学』北大路書房
- 西田英一（2021）『語りから学ぶ法社会学：声の現場に立ち会う』北大路書房
- 西村ユミ（2018）『語りかける身体』講談社学術文庫
- 村上靖彦（2013）『摘便とお花見』医学書院
- 文部科学省（2023）「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
- 和田仁孝（1994）「法の言説と権力」『法社会学』，（46），pp.73-78
- 和田仁孝（2020）『法の権力とナラティブ（法臨床学への転回 第1巻）』北大路書房

## 謝辞

本研究を進めるにあたって、多大なご協力を賜りました加山さんに、深く感謝申し上げます。

A Legal Sociological Study of the Third-Party Investigation  
System After a Child's Suicide:  
Focusing on the Experiences of Bereaved Families Confronting  
Institutional Challenges During the Investigation Process

Yukino AOYAGI

**Key Words**

child suicide, inappropriate teaching, background research on child suicides, third-party investigation committee, school accidents and incidents

**Abstract**

This paper is based on interviews with the bereaved family of a student who committed suicide at a private junior high school. Through this research, to examine the reality of the after-action by schools that the bereaved families faced, as well as issues related to third-party investigations and the “Guidelines for background research on child suicides” that stipulate such investigations. It also aimed to examine how the bereaved families themselves resisted and overcame these realities and issues. The interviews revealed the limitations of the basic survey, which is conducted immediately after a case occurs and is initiated by the school and/or school corporation. It also became clear that for the bereaved families, the significance of receiving the third-party investigation report is related to “making memorial services,” “sending out messages,” and “protecting the honor” of their own children.